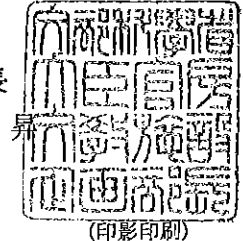




22文科施第18号
平成22年4月9日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
西 阪



公立学校建物の耐震診断等の実施について（通知）

公立学校建物の耐震診断については、「公立学校建物の耐震診断等実施要領」（平成20年6月30日付け20文科施第139号文教施設企画部長決定）により実施しているところですが、このたび、別添「公立学校建物の耐震診断等実施要領」を下記のとおり改定しましたので通知します。改定点については別表を参照してください。

ついでには、安全・安心な学校づくり交付金の交付対象事業に係る耐震診断は、これにより実施してください。

また、域内市区町村の教育委員会に対しても本通知を周知徹底していただくようお願いします。

なお、本通知により「公立学校建物の耐震診断等実施要領」（平成20年6月30日付け20文科施第139号文教施設企画部長決定）は、平成22年3月31日をもって廃止します。

記

○ 診断者等

市町村立学校の建物の確認者及び都道府県立学校の建物の診断者については、これまで都道府県教育委員会の技術職員としていたが、教育委員会以外に所属する都道府県技術職員についても、確認者、診断者の対象とした。

○ 改築に係る文部科学大臣の定める基準の適用

地震運用細目の改正（平成22年4月9日21文科施第647号）に伴う技術的修正を行った。

（本件照会先）

担当 文教施設企画部施設助成課技術係
電話 03-5253-4111（内線2078）

公立学校建物の耐震診断等実施要領

平成22年4月9日
22文科施第18号
文教施設企画部長決定

1 目的

この実施要領は、「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日文管助第217号文部大臣裁定。以下「地震運用細目」という。）に規定する耐震性能の診断方法等に関して必要な事項を定め、安全・安心な学校づくり交付金の交付対象事業に適用し、もって公立学校建物の耐震性能の確保に資することを目的とする。

2 診断者等

(1) 市町村立学校の建物

当該学校を設置する市町村教育委員会の施設担当者を診断者とし、都道府県教育委員会等の技術職員を確認者とする。

(2) 都道府県立学校の建物

当該学校を設置する都道府県教育委員会等の技術職員を診断者とする。確認者は、診断者以外の技術職員とする。

(3) 診断者は原則として1級建築士資格を有する者とする。ただし、市町村にあつては、1級建築士資格を有する者がいない場合はこの限りでなく、その場合、診断者は確認者の協力を得ながら耐震診断を行うこととする。

確認者は1級建築士資格を有する者とする。

(4) 確認者は、診断者の実施した耐震診断及び耐震補強計画の内容について書類審査を行う。ただし、書類審査の結果、疑問点その他の理由で現地調査の必要が生じた場合は、現地調査を行うこととする。

(5) 市町村又は都道府県が耐震診断を設計事務所等に委託した場合、診断者は当該設計事務所等の診断結果を現地にて照合する。

3 耐震診断方法の適用

耐震診断方法の適用は、別途指示する方法により行う。

また、耐震診断の結果について、別に定める方法により耐震診断報告書を作成する。

4 改築に係る文部科学大臣の定める基準の適用

やむを得ない理由により補強が困難なものの改築に係る文部科学大臣の定める基準の適用は、地震運用細目4（1）によるほか、別に定める方法により行う。

5 その他

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

別表

公立学校建物の耐震診断等実施要領

(下線の部分は改定部分)

改 定 後	改 定 前
<p>2 診断者等</p> <p>(1) 市町村立学校の建物 当該学校を設置する市町村教育委員会の施設担当者を診断者とし、都道府県教育委員会等の技術職員を確認者とする。</p> <p>(2) 都道府県立学校の建物 当該学校を設置する都道府県教育委員会等の技術職員を診断者とする。確認者は、診断者以外の技術職員とする。</p> <p>4 改築に係る文部科学大臣の定める基準の適用 やむを得ない理由により補強が困難なものの改築に係る文部科学大臣の定める基準の適用は、地震運用細目第<u>4</u>（1）によるほか、別に定める方法により行う。</p> <p>5 その他 この要領は、<u>平成22年4月1日から適用する。</u></p>	<p>2 診断者等</p> <p>(1) 市町村立学校の建物 当該学校を設置する市町村教育委員会の施設担当者を診断者とし、都道府県教育委員会の技術職員を確認者とする。</p> <p>(2) 都道府県立学校の建物 当該学校を設置する都道府県教育委員会の技術職員を診断者とする。確認者は、診断者以外の技術職員とする。</p> <p>4 改築に係る文部科学大臣の定める基準の適用 やむを得ない理由により補強が困難なものの改築に係る文部科学大臣の定める基準の適用は、地震運用細目第<u>3</u>（1）によるほか、別に定める方法により行う。</p> <p>5 その他 この要領は、平成20年6月30日から適用し、<u>第4項の改築に係る文部科学大臣の定める基準の適用の規定は、平成20年度予算に係る国の補助又は交付金の交付について適用し、平成19年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助又は交付金の交付で平成20年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。</u></p>